扶桑町第7期障害福祉計画 · 第3期障害児福祉計画

令和6(2024)年度~令和8(2026)年度

令和6年3月 扶 桑 町

扶桑町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画 目 次

第	1章	計画策定にあたって	
	1	計画策定の背景	. 1
	2	計画の位置づけ	. 3
	3	計画の期間	. 3
	4	計画の策定体制	. 4
	5	第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針	. 4
	6	障害者総合支援法のサービス体系	. 6
	7	障害児に対するサービス体系	. 7
第	2章	計画の目標指標	
	1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	. 8
	2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	. 8
	3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	. 9
	4	福祉施設から一般就労への移行等	.10
	5	障害児支援の提供体制の整備等	.12
	6	相談支援体制の充実・強化	14
	7	障害福祉サービス等の質の向上	15
第	3章	・ ・ 障害福祉サービスの見込量と確保策	
	1	訪問系サービス	16
	2	日中活動系サービス	19
	3	居住系サービス	.24
	4	相談支援	.27
第	4章	・ ・ 障害児に対するサービスの見込量と確保策	
	1	障害児通所支援	.29
	2	障害児相談支援	31
	3	発達障害児等に対する支援	.32
	4	子ども・子育て支援	.33
第	5章	・ 地域生活支援事業の見込量と確保策	
~13	-	- つるエルス版学系のの企業と版外系 本町における地域生活支援事業	35
		必須事業	
			44

第6章 計画の推進

1	住民理解の促進	46
2	ライフステージに沿った切れ目のない支援	46
3	計画の推進体制	47
4	計画の進捗管理	48
資料	料	
1	自立支援地域協議会	49
2	計画の筆定経緯	53

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 障害者自立支援法の制定

平成15 (2003) 年度から、それまでの措置制度にかわり利用者自らがサービスを選択し事業者と直接契約する新しい利用制度(支援費制度)が導入されました。全国的には、新たなサービス利用者の増加や利用量の増加に見られるように、支援費制度は障害のある人が地域生活を進める上での支援を大きく前進させたと評価されます。しかし一方では、財源の不足、支援費制度の対象となっていない精神障害のある人に対するサービスの遅れ、市町村間でのサービス格差、福祉施設や事業体系の見直しの必要性、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題への対応など、さまざまな課題が指摘されていました。こうした課題を解決し、障害のある人が必要なサービスを安定的な制度の下で利用できるよう、障害保健福祉施策の各種の抜本的な改革を行う「障害者自立支援法」が制定されました。この法律において、障害福祉サービス及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に進めるため、市町村ならびに都道府県に障害福祉計画の策定が義務づけられました。

(2) 障害者自立支援法の改正による「障害者総合支援法」の施行

障害者自立支援法については、憲法や障害者権利条約に違反するとして訴訟が起こされ、平成22(2010)年に法の廃止や新法の制定などを前提として和解が成立しました。

平成24(2012)年6月に障害者自立支援法の改正法が公布され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」といいます。)と法律名も改められました。

(3) 障害者総合支援法施行3年後の見直し

平成25(2013)年4月に施行された障害者総合支援法の附則では、施行後3年を 目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所 要の措置を講ずることとされていました。 平成27(2015)年12月、国の社会保障審議会障害者部会において、「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」がまとめられ、これを踏まえて平成28(2016)年6月には障害者総合支援法、児童福祉法の改正法が公布されました。これにより市町村及び都道府県に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

改正の主な内容は、次のとおりです。

- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を 改正する法律(概要) (平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)
 - 1. 障害者の望む地域生活の支援
 - (1) 地域生活を支援する「自立生活援助」の創設
 - (2) 就労定着に向けた支援を行う「就労定着支援」の創設
 - (3) 重度訪問介護の訪問先の拡大
 - (4) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
 - 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
 - (1) 居宅訪問により児童発達支援を提供する「居宅訪問型児童発達支援」の創設
 - (2) 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
 - (3) 医療的ケアを要する障害児に対する支援
 - (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画)
 - 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
 - (1) 補装具費の支給範囲の拡大(貸与の追加)
 - (2) 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
 - (3) 自治体による調査事務・審査事務の効率化

施行期日:平成30年4月1日(2.(3)については公布の日(平成28年6月3日))

(4) 基本指針の見直し

令和5(2023)年5月、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に係る基本指針の見直しが行われ、基本的理念に「障害福祉人材の確保・定着」「障害者の社会参加を支える取組定着」についての追加事項が盛り込まれました。また、強度行動障害を有する者への支援体制の整備に関する成果目標が設定されました。

(5) 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定

本町においては、障害者自立支援法に基づき、平成18(2006)年度に障害福祉サービスの見込量及びその確保方策を定める「扶桑町障害福祉計画(計画期間:平成18(2006)年度~平成20(2008)年度)」を策定し、その後3年ごとに見直しを行っ

てきました。

平成29 (2017) 年度には、児童福祉法において、障害児通所支援等の提供体制を整備し、サービスの円滑な実施を確保するため「市町村障害児福祉計画」の策定が義務付けられたことから、「扶桑町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」として一体的に策定しました。

令和5(2023)年度に第6期計画の最終年度を迎えることから、基本指針の見直し、 第6期計画の実績等を踏まえて、「扶桑町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計 画」(以下「第7期計画」といいます。)を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法 第 33 条の 20 に定める市町村障害児福祉計画です。

また、本計画は、障害者基本法第 11 条第3項の規定により策定した「扶桑町障害者計画」のうち障害福祉サービス及び障害児通所支援等、相談支援並びに地域生活支援事業の分野に係る実施計画です。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間です。令和9(2027)年度からの第8期計画期間においては、令和12(2030)年度からの第6期扶桑町障害者計画と合わせ一体的な運用を図るための期間とします。

介3 슦 4 令 9 令 10 令 11 令 5 令6 令7 令8 年 度 (2028)(2029)(2021)(2022)(2023)(2024)(2025)(2026)(2027)扶桑町 第6期 第7期 第8期 障害福祉計画 • 障害児福祉計画 見直し 見直し 見直し <参考> 第4期 第5期 扶桑町障害者計画 見直し

<計画の期間>

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、障害者団体、福祉関係者等で構成する扶桑町自立支援地域協議 会において、意見や助言をいただきながら、計画の内容を検討しました。

5 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針

障害福祉計画及び障害児福祉計画は国の基本指針に則して作成する必要があります。 第7期計画の策定に向けた基本指針の見直しが行われ、令和5(2023)年5月に告示されました。

<見直しの主なポイント>

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえ た見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

4 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング[※]等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ※ペアレントトレーニング:環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムのこと。

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センター※の設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ※基幹相談支援センター:地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を行うとともに、地域の相談支援体制強化の取組等を行う機関。

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の 構築の推進に係る記載の新設

9障害福祉サービスの質の確保

・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修 等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

②障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

③障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の 尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

4分の他:地方分権提案に対する対応

- 計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

6 障害者総合支援法のサービス体系

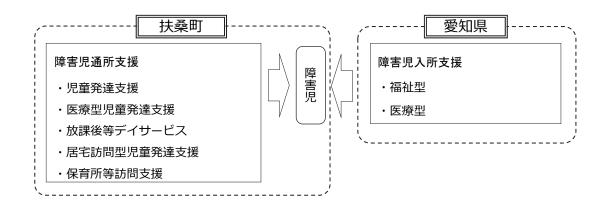
障害者総合支援法によるサービスは、国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。自立支援給付中の「介護給付」とは、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」「短期入所」「療養介護」「生活介護」「施設入所支援」をいい、「訓練等給付」とは、「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」「就労選択支援」「就労移行支援」「就労継続支援(A型・B型)」「就労定着支援」「自立生活援助」「共同生活援助(グループホーム)」をいいます。「障害福祉サービス」とは、上記サービスの総称です。

<障害者総合支援法のサービス体系> 扶桑町 自立支援給付 訓練等給付 介護給付 ・自立訓練(機能訓練・生活訓練) ・居宅介護(ホームヘルプ) · 就労選択支援 · 重度訪問介護 ・就労移行支援 ・同行援護 就労継続支援(A型・B型) ・行動援護 • 就労定着支援 生害のある人 · 重度障害者等包括支援 • 自立生活援助 ・短期入所(ショートステイ) ・共同生活援助(グループホーム) ・療養介護 ・生活介護 自立支援医療 ・施設入所支援 ・更生医療 · 育成医療 ·精神通院医療** 相談支援 ·計画相談支援 ※実施主体は県 ·地域移行支援 補装具 • 地域定着支援 地域生活支援事業 ・理解促進研修・啓発 ・移動支援 ・自発的活動支援 ・地域活動支援センター 相談支援(直営、基幹相談支援センターふそう) ・日中一時支援 ・成年後見制度利用支援 ・意思疎通支援 · 自動車改造費助成 ·日常生活用具給付費支給 ・自動車運転免許取得費助成 · 手話奉仕員養成研修 · 視覚障害者歩行訓練 ・医療的ケア費給付 支援 ・専門性の高い相談支援 ・広域的な対応が必要な事業 ・人材育成 等 愛知県

7 障害児に対するサービス体系

平成 23 (2011) 年5月に公布された整備法により児童福祉法等が改正され、平成 24 (2012) 年度以前の知的障害児施設、知的障害児通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系が、通所による支援は「障害児通所支援(児童発達支援等)」、入所による支援は「障害児入所支援(障害児入所施設)」に一元化されました。また、18歳以上の障害児施設利用者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより対応することとなりました。また、平成 28 (2016) 年の児童福祉法の改正により重度の障害児を対象とした「居宅訪問型児童発達支援」が創設されました。

<児童福祉法に基づく障害児福祉サービス体系>



第2章 計画の目標指標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障害のある人それぞれの状態やニーズに合わせた 支援を充実させ、障害のある人の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移 行を促進します。

- ▶本町では、令和8 (2026) 年度末までに、令和4 (2022) 年度末の施設入所者数23
 人のうち、2人(8.7%)が地域での生活に移行するものとします。
- ▶令和8(2026)年度末時点の施設入所者数は、令和4(2022)年度末施設入所者数23人から2人(8.7%)減少した21人とします。

図表 1 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標数値

区分	目標数値	考え方
令和4(2022)年度 末の施設入所者数	23人	令和4(2022)年度末の全施設入所者数
地域生活移行者数	2人	令和4(2022)年度末の全入所者数のうち、施設 入所からグループホーム等へ移行した人数
施設入所者数	21人	令和8 (2026) 年度末の全施設入所者数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、県及び関係市町 と連携しながら、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備します。

また、県との調整のもと、令和8(2026)年度末時点の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)を設定しました。

なお、障害福祉サービス等のサービス量を見込む際に、この基盤整備量を参考にしま した。

図表2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する協議の場の設置目標

	区分	目標数値	考え方
精神障害にも対応した地域包括ケア システムに関する協議の場		1 か所	自立支援地域協議会において実施
開催回数		1 回	年間開催回数
	関係者の参加数	3人	関係者の内訳は関係市町と調整
	目標設定及び評価	1 回	年間実施回数

図表3 地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)

区 分	目標数値
地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)	1人

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等については、当町の実情に合わせて面的整備を行いました。引き続き、機能を充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討していきます。

また、自立支援地域協議会において、障害福祉関係者と連携しながら、強度行動障害 を有する障害者の状況やニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

図表4 地域生活支援拠点等に関する目標数値

項目	目標数値	考え方
地域生活支援拠点	1 か所	町単独での面的整備済
コーディネーターの配置	1人	
機能の充実	毎年度1回	運用状況の検証及び検討
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構 築	有	
強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニ 一ズの把握	有	自立支援地域協議会において実 施
強度行動障害を有する障害者に係る支援体制 の整備	有	

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労へ移行する人については、11人を目標とします。就労移行支援事業などの推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。 就労移行支援等を実施しても、その受け皿となる一般就労先がなければ、障害のある人の一般就労は広がりません。障害のある人の一般就労への移行を支援するため、

図表5 福祉施設から一般就労への移行目標数値

項目	目標数値	考え方
令和4(2022)年度の年間 一般就労移行者数	8人	令和4(2022)年度に福祉施設を退所して一般就労 した人数
目標年度の年間一般就労移 行者数	11人 (1.38倍)	令和8 (2026) 年度に福祉施設を退所して一般就労 する人数

障害のある人の就労・雇用の場の確保に努め、雇用機会の拡大を図ります。

(2) 就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行者の増加

就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する人について、令和8 (2026)年度末までに11人を目標とします。

図表6 就労移行支援事業からの一般就労移行目標利用者数

項目	目標数値等	考え方
令和4(2022)年度末の就 労移行支援事業の利用者数	8人(実績)	令和4(2022)年度末において就労移行支援事業から一般就労した人数
目標年度の就労移行支援事 業の利用者数	11人 (1.38倍)	令和8 (2026) 年度末において就労移行支援事業か ら一般就労する人数

図表7 就労移行支援事業所の向上

項目	目標数値
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の 割合が5割以上の事業所	50%以上

(3) 就労継続支援の利用者の一般就労への移行者の増加

就労継続支援事業を通じて一般就労へ移行する人について、令和8 (2026)年度末までに、就労継続支援A型及び就労継続支援B型はそれぞれ1人を目標とします。

図表8 就労継続支援事業からの一般就労移行目標利用者数

	項目	目標数値	考え方
A型	令和4(2022)年度末の就 労継続支援A型からの一般 就労移行者数	0人	令和4 (2022) 年度末において就労継続支援A型から一般就労した人数
A 至	目標年度の就労継続支援 A型からの一般就労移行者数	1人 (-倍)	令和8 (2026) 年度末において就労継続支援A型事業から一般就労する人数
B型	令和4(2022)年度末の就 労継続支援B型からの一般 就労移行者数	0人	令和4 (2022) 年度末において就労継続支 援B型から一般就労した人数
D±	目標年度の就労継続支援 B型からの一般就労移行者数	1人 (-倍)	令和8(2026)年度末において就労継続支 援B型事業から一般就労する人数

[※]就労継続支援(A型・B型)については、19~20ページを参照。

(4) 就労定着支援事業の利用者数の増加

令和8(2026)年度において、就労定着支援事業の利用者数を16人にすることをめざします。また、就労定着支援事業による職場定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることをめざします。

図表 9 就労定着支援事業の利用者数

項目	目標数値等
令和4 (2022) 年度末の就労定着支援事業の利用者数	11 人(実績)
目標年度の就労定着支援事業の利用者数	16人 (1. 45 倍)

図表10 就労定着支援事所の向上

項目	目標数値
就労定着率が7割以上の事業所	25%以上

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの整備

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターについては、令和8(2026)年度末までに町単独での整備をめざします。

また、児童発達支援事業所「つくし学園」を中心に、児童発達支援にかかる支援体制の構築を進めます。

図表11 児童発達支援センターの整備

項目	目標数値	考え方
児童発達支援センターの設置数	1 か所	町単独での整備

(2) 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築

保育所等訪問支援事業所は、令和5(2023)年現在、圏域において2か所整備されています。引き続き児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の充実に努めます。

図表12 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築

項目	目標数値	考え方
保育所等訪問支援事業所数	2 か所	圏域において確保

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等

重症心身障害児が身近な地域で安心して支援を受けられるよう、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域内の市町村と連携して、各4か所確保し、連携していきます。

図表13 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標数値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所数	各4か所

(4) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

令和元(2019)年度に、医療的ケア児支援のための関係機関(保健・医療・福祉・保育・教育等)の協議の場を設置しました。今後も、医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けられるよう具体的な協議を進めます。

(5) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、愛知県は平成30(2018)年度から関係分野の支援を調整するコーディネーターを養成しており、令和4(2022)年度現在、6人のコーディネーターが、学校、保育園、福祉課、町内の相談支援事業所に配置されています。今後も、令和3(2021)年度に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を踏まえながら、関係機関に1人以上配置できるよう継続して養成研修に参加するとともに、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進します。

図表14 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

項目	目標数値	考え方
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配 置	配置	市町村での配置

図表15 医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

区分	令 6	令 7	令 8
	(2024)	(2025)	(2026)
	年度	年度	年度
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置人数 人	7	8	9

6 相談支援体制の充実・強化

令和6(2024)年4月から、各市町村において基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化されました。

本町においても、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を確保する ため、基幹相談支援センターを設置の上、相談支援体制の強化に努めます。

また、個別事例の検討及び支援については、個別に対応が必要な事例が発生した際、 適宜実施します。

図表16 相談支援体制の充実・強化

項目	目標数値	考え方
基幹相談支援センターの設置	1 か所	市町村での設置
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	有	基幹相談支援センター が中心となり実施

図表 17 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化のための取組

		目標数値		
区分	令 6 (2024) 年度	令 7 (2025) 年度	令 8 (2026) 年度	考え方
基幹相談支援センターの地域の相談支援 事業所に対する訪問等による専門的な指 導・助言件数	2件	2件	2件	
基幹相談支援センターの地域の相談支援 事業所に対する人材育成の支援件数	2件	2件	2件	+++4.10=4.4-15.1.4.4.1.
基幹相談支援センターの地域の相談機関 との連携強化の取組の実施回数	1 回	1 回	1 🗓	基幹相談支援センターが 中心となり実施
基幹相談支援センターによる個別事例の 支援内容の検証の実施	有	有	有	
基幹相談支援センターにおける主任相談 支援専門員の配置数	1人	1人	1人	

図表18 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善に向けた取組

		目標数値		
区分	令 6 (2024) 年度	令 7 (2025) 年度	令 8 (2026) 年度	考え方
協議会における相談支援事業所の参画に よる事例検討実施	有	有	有	自立支援地域協議会にお
協議会における相談支援事業所の参画に よる参加事業者・機関数	1 か所	1 か所	1か所	いて実施

7 障害福祉サービス等の質の向上

令和8(2026)年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保します。

図表 19 障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

項目	目標数値	考え方
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への町職員の参加人数	8 人/年	県が実施する研修への町職員の参加 人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審 査結果の共有	年1回	圏域内市町との会議を活用して共有

第3章 障害福祉サービスの見込量と確保策

1 訪問系サービス

- ① **居宅介護**: 障害者が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。
- ② **重度訪問介護**: 重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。
- ③ **同行援護**: 視覚障害により、移動に著しい困難がある障害者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際に必要な援助を行うサービスです。
- ④ 行動援護:自己判断力が制限されている人(重度の知的障害者または重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人)が行動・外出する際の危険を回避するための援護をいいます。
- ⑤ **重度障害者等包括支援**:常時介護を要する障害者であって、その介護の必要の程度 が著しく高い人に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、 短期入所などのサービスを包括的に提供します。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における訪問系サービスの見込みと実績をみると、新型コロナウイルス感染拡大の影響により利用者が利用を控える機会が増えたため、全般的に利用実績が少なくなっています。居宅介護及び同行援護では利用者数、利用時間がともに見込みを下回っています。行動援護は、利用者数は見込みを下回っていますが、利用時間はおおむね見込みどおりです。なお、重度訪問介護及び重度障害等包括支援は利用実績がありません。

図表20 訪問系サービスの計画と実績

区分		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			令和 5 (2023) 年度
<u> </u>	<i>7</i> 3	計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画
日 宁 人 諾	人/月	62	46	74. 2%	70	40	57. 1%	78
居宅介護	時間/月	778	482	62. 0%	878	458	52. 2%	979
重度訪問介	人/月	0	0	-	0	0	-	2
護	時間/月	0	0	-	0	0	-	320
日 仁控群	人/月	9	5	55. 6%	11	4	36. 4%	13
同行援護	時間/月	149	60	40. 3%	182	66	36. 3%	215
رت 11. ابت 5#	人/月	3	2	66. 7%	3	2	66. 7%	3
行動援護	時間/月	71	69	97. 2%	71	72	101. 4%	71
重度障害者	人/月	0	0	-	0	0	-	1
等包括支援	時間/月	0	0	_	0	0	_	268

(2) サービス量の見込み等

訪問系サービス量の見込みは、令和3(2021)年度と令和4(2022)年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

重度訪問介護については、サービスの利用実績はありませんが、障害の重度化や家族支援者・介助者の高齢化などを考慮し令和8(2026)年度に見込みました。また、重度障害者等包括支援は、近隣に事業所がないため、サービスの利用は見込みませんが、ニーズの把握に努めます。

図表21 訪問系サービスの見込量

区 分		令6(2024)年度	令7 (2025) 年度	令 8 (2026) 年度
尼克人莊	人/月	42	42	42
居宅介護	時間/月	470	470	470
壬	人/月	0	0	2
重度訪問介護	時間/月	0	0	320
同 仁摇珠	人/月	5	6	7
同行援護	時間/月	60	66	67
~ まれる =#	人/月	2	3	4
行動援護	時間/月	78	81	84
Z+100-0-10-0-10-0-10-0-10-0-10-0-10-0-10	人/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0

(3) サービス量の確保策

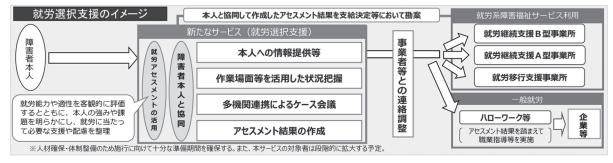
障害のある人の地域移行が進むことや世帯状況の変化等により、障害のあるひとり 暮らしの人等が増加し、訪問系サービスのニーズは高まると予測されます。利用者の ニーズを的確に把握し、必要なサービスが提供できる体制を整えるよう努めます。

また、町内事業者を中心に質の高いサービス提供が確保されるよう、従事者の確保と育成を要請するとともに、介護保険制度による訪問介護事業所で障害のある人に対するサービスが提供できるよう調整するなど柔軟な対応で必要なサービス量の確保に努めます。なお、障害特性を理解したヘルパーを確保するため、各種研修等に関する情報提供を図るとともに、町内における潜在的な人材の発掘に努めます。

2 日中活動系サービス

- ① **生活介護**: 常時介護を要する障害支援区分が一定以上の障害のある人が、主として 昼間において、障害者支援施設などで、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動 または生産活動の機会の提供等を受ける事業です。通所者と施設入所者の多くが日中 活動として利用しています。
- ② **自立訓練(機能訓練)**:病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障害のある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障害のある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。
- ③ **自立訓練(生活訓練)**:病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人等のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障害のある人・精神障害のある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。
- ④ **就労選択支援**: 就労移行支援または就労継続支援を利用する意向がある人や、現在 就労移行支援または就労継続支援を利用している人が、就労先・働き方についてより よい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力 や適性等に合った選択を支援する事業です。

参考:就労選択支援事業のイメージ



- ⑤ **就労移行支援**: 就労を希望する障害のある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。就労移行支援利用期間は一般型が2年間、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間または5年間とされています。
- ⑥ **就労継続支援(A型)**:通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、雇用契約等に基づき就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。

- ② **就労継続支援(B型)**:通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、就 労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知 識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業です。
- ⑧ 就労定着支援: 就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境の変化により生活面に課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う事業です。
- ⑨ 療養介護:医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の支援を医療機関併設の施設で受ける事業です。
- ⑩ **短期入所**:居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人が、入浴、排せつ及び食事の介護等を受ける事業です。障害者支援施設等で実施する福祉型と、医療機関等で実施する医療型があります。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における日中活動系サービスの見込みと実績をみると、就労継続支援B型では利用日数が見込みを大きく上回っています。

知的障害や精神障害のある人からの相談、申請が増加しています。

図表22 日中活動系サービスの計画と実績

区	分	令和	3 (2021)	年度	令和	4 (2022)	年度	令和 5 (2023) 年度
		計画	実 績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画
上江 入莊	人/月	72	54	75. 0%	72	57	79. 2%	76
生活介護	人日/月	1, 306	1, 167	89. 4%	1, 306	1, 204	92. 2%	1, 378
自立訓練 (機能訓	人/月	4	1	25. 0%	4	0	0. 0%	6
練)	人日/月	11	4	36. 4%	11	0	0. 0%	17
自立訓練 (生活訓	人/月	4	2	50. 0%	4	2	50. 0%	6
練)	人日/月	32	5	15. 6%	32	12	37. 5%	48
就労移行支	人/月	24	12	50. 0%	24	10	41. 7%	26
援	人日/月	246	192	78. 0%	246	167	67. 9%	267
就労継続支	人/月	44	28	63. 6%	44	29	65. 9%	50
援A型	人日/月	641	563	87. 8%	641	592	92. 4%	729
就労継続支	人/月	67	65	97. 0%	67	76	113. 4%	73
援B型	人日/月	816	1, 166	142. 9%	816	1, 375	168. 5%	889
就 労 定 着 支 援	人/月	4	2	50. 0%	4	11	275. 0%	6
唐美人	人/月	1	0	0. 0%	1	0	0. 0%	1
療養介護	人日/月	26	0	0. 0%	26	0	0. 0%	26
短期入所	人/月	35	4	11. 4%	35	9	25. 7%	37
(福祉型)	人日/月	110	27	24. 5%	110	35	31.8%	117
短期入所	人/月	1	0	0. 0%	1	1	100.0%	3
(医療型)	人日/月	7	0	0. 0%	7	4	57. 1%	21

(2) サービス量の見込み等

日中活動系サービス量の見込みは、令和3(2021)年度と令和4(2022)年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。療養介護は、サービスの利用実績はありませんが、サービス内容の有効性や医療的ケアや介護を必要とする人の増加などを考慮し見込みました。また、新たに創設された就労選択支援は、障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する人の数等を考慮して見込みました。

図表23 日中活動系サービスの見込量

区分		令 6 (2024)年度	令7 (2025) 年度	令 8 (2026) 年度
生活介護	人/月	63	66	69
工心月 丧	人日/月	1, 278	1, 315	1, 352
自立訓練(機能訓練)	人/月	1	1	1
日立训练(饭能训练)	人日/月	4	4	4
自立訓練(生活訓練)	人/月	3	3	3
日立訓殊(土冶訓殊)	人日/月	18	18	18
就労選択支援	人/月		2	3
就労移行支援	人/月	12	13	14
机力物订义拨	人日/月	192	208	224
就労継続支援A型	人/月	31	32	33
机力松机又接入至	人日/月	650	679	708
就労継続支援B型	人/月	98	109	120
机力極机又接口至	人日/月	1, 793	2, 002	2, 211
就労定着支援	人/月	12	13	14
療養介護	人/月	1	1	1
凉食月	人日/月	26	26	26
短期入所(福祉型)	人/月	11	12	13
極州人別(惟性生)	人日/月	37	39	41
结节 3 55 (医療刑)	人/月	1	1	1
短期入所(医療型)	人日/月	4	4	4

(3) サービス量の確保策

各事業とも、既存の事業者との連携によりサービスは確保できると考えます。必要なサービスが提供できる体制を整えるよう努めます。また、町内事業者を中心に質の高いサービス提供が確保されるよう、従事者の確保と育成を要請するとともに、介護保険制度による通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、短期入所生活介護事業所等を障害のある人に対するサービスが提供できるよう調整するなど柔軟な対応で必要なサービス量の確保に努めます。

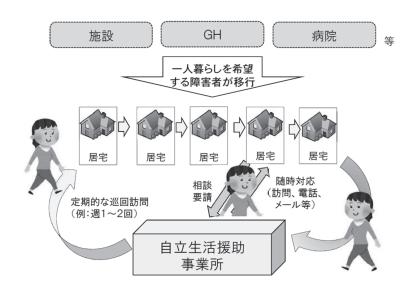
就労移行支援、就労継続支援については、特別支援学校をはじめ教育関係者、サービス提供事業所、町で情報を共有し、特別支援学校卒業者の将来における地域での自立を前提に、当該事業が効果的に提供できるよう支援していきます。さらに、一般就労中においても、支援の必要性に応じて、就労系障害福祉サービスが一時的に利用されるよう取り組みます。

なお、障害特性を理解した従業者を確保するため、各種研修等に関する情報提供を 図るとともに、町内における潜在的な人材の発掘に努めます。

3 居住系サービス

① **自立生活援助**: 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害のある人・精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う事業です。

参考: 自立生活援助のイメージ



- ② 共同生活援助 (グループホーム): 障害のある人が共同生活を行う住宅です。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。
- ③ 施設入所支援:施設に入所する障害のある人が、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を受ける事業です。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間のサービスのことです。平日の日中は、日中活動の事業を利用します。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における居住系サービスの見込みと実績をみると、共同生活援助(グループホーム)は利用者数が見込みを上回っており、そのうち精神障害者のある人も見込みを上回って推移しています。

自立生活援助は地域移行の促進に有効なサービスですが、町内及び近隣に実施している事業所がないため、現在のところ利用がありません。

図表24 居住系サービスの計画と実績

区分		令和	3 (2021)	年度	令和	令和 5 (2023) 年度		
		計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画
自立生活援助	人	0	0	_	0	0	-	1
うち精神障害のある人	人	0	0	_	0	0	_	1
共同生活援助(グループ ホーム)	人	36	43	119. 4%	37	51	137. 8%	38
うち精神障害のある人	人	7	9	128. 6%	7	12	171. 4%	8
施設入所支援	人	25	25	100.0%	24	23	95. 8%	22

(2) サービス量の見込み等

居住系サービス量の見込みは、令和3(2021)年度と令和4(2022)年度の利用 実績を考慮し、次のとおりとしました。共同生活援助については、福祉施設からの移 行者、精神科病院退院者をはじめとした新たな入居者等を勘案しました。施設入所支 援については、国の基本方針と本町の利用者の実情を勘案し、令和8(2026)年度末 時点の利用者数を、令和4(2022)年度末の施設入所者23人から2人減少した21人 としました。また、自立生活援助は、サービスの利用実績はありませんが、地域移行 の促進に必要なサービスであること等を考慮し見込みました。

図表25 居住系サービスの見込量

区分		令6(2024)年度	令7(2025)年度	令 8 (2026) 年度
自立生活援助	人	1	1	1
うち精神障害のある人	人	1	1	1
共同生活援助	人	67	75	83
うち精神障害のある人	人	18	21	24
施設入所支援	人	22	22	21

(3) サービス量の確保策

共同生活援助(グループホーム)の事業所は、令和5 (2023)年度現在、町内に4 か所(定員36人)整備されていますが、依然として地域における生活の場としてグループホームを望む声が少なくないことから、今後の整備について、開設時期、運営主体等も含め、関係団体等と協議しながら検討していきます。施設入所支援については、広域的な対応により必要なサービスを提供していきます。

4 相談支援

- ① **計画相談支援**: 障害のある人の心身の状況、置かれている環境、サービス利用意向等を勘案してサービス等利用計画案を作成します。また、支給決定を受けた障害のある人が継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行います。
- ② **地域移行支援**:障害者支援施設の入所者、精神科病院入院者等に、住宅の確保、その他地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。
- ③ 地域定着支援:ひとり暮らしの障害のある人等と常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を行います。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における相談支援の見込みと実績をみると、計画相談支援はおおむね見 込みどおりです。

図表26 相談支援の計画と実績

	区分		令和3(2021)年度					令和4(2022)年度				令和 5 (2023) 年度		
		計画	i	実	績	対計画比	計	画	実	績	対計画比	計	画	
Ī	十画相談支援	人/月	į	0		47	94. 0%		52		47	90. 4%		54
t	————————— 也域移行支援	人/月		1		0	0. 0%		2		0	0.0%		2
	うち精神障害のある人	人		1		0	0. 0%		1		0	0. 0%		1
ţ	也域定着支援	人		1		0	0. 0%		2		0	0. 0%		2
	うち精神障害のある人	人		1		0	0. 0%		1		0	0. 0%		1

(2) サービス量の見込み等

計画相談支援については、令和3(2021)年度と令和4(2022)年度の利用実績を考慮するとともに利用希望者が順次拡大することを想定し、見込みました。また、実績はないものの、地域移行支援については、入所・入院者の地域生活への移行者数等、地域定着支援については、ひとり暮らしの障害のある人の数、同居家族の支援が受けられない障害のある人の数、地域生活へ移行する障害のある人の数等を勘案してそれぞれ1人を見込みました。

図表 27 相談支援の見込み

	区 分		令6(2024)年度	令7 (2025) 年度	令 8 (2026)年度
計i	画相談支援	人/月	48	49	50
地	域移行支援	人/月	1	1	1
	うち精神障害のある人	人/月	1	1	1
地	域定着支援	人/月	1	1	1
	うち精神障害のある人	人/月	1	1	1

(3) サービス量の確保策

令和4(2022)年度に、町内に特定相談支援事業所^{*1}が開設しました。今後もサービス等利用計画の作成とモニタリングを適切に実施していける体制の充実に努め、これまで以上に地域に密着した相談支援をめざしていきます。

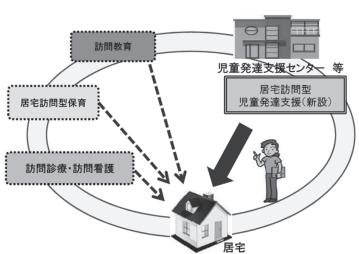
地域移行支援及び地域定着支援については、一般相談支援事業所^{*2}との連携のもと、 対象となる人が地域生活に移行できるよう支援するとともに、できるだけ多くの人が 地域生活に移行できるよう、制度の周知を図ります。

- ※1 特定相談支援事業所:障害福祉サービスの相談支援のうち、主に計画相談支援を実施している事業 所。
- ※2 一般相談支援事業所:障害福祉サービスの相談支援のうち、主に地域移行支援及び地域定着支援を 実施している事業所。

第4章 障害児に対するサービスの見込量と確保策

1 障害児通所支援

- ① **児童発達支援**:集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる就学前の子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
- ② **放課後等デイサービス**:学校通学中の障害のある児童生徒に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
- ③ 保育所等訪問支援:保育園等を利用している障害のある子どもや今後利用予定のある障害のある子どもが、保育園等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導を行います。
- ④ **居宅訪問型児童発達支援**: 重度の障害等の状態にある障害のある子どもであって、 障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに発達支援が提供できるよう、障害のある子どもの居宅を訪問して発達支援を行う事業です。



参考:居宅訪問型児童発達支援のイメージ

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における障害児通所支援の見込みと実績をみると、児童発達支援の利用 日数が見込みを大きく上回っています。また、障害福祉サービスの利用開始年齢が早 まっています。

なお、保育所等訪問支援、医療型発達支援及び居宅訪問型児童発達支援は利用実績がありません。

図表28 障害児通所支援の計画と実績

区	分	令和	3 (2021)	年度	令和	令和 5 (2023) 年度		
		計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画
児童発達支	人/月	47	45	95. 7%	58	55	94. 8%	69
援	人日/月	163	305	187. 1%	201	432	214. 9%	239
放課後等デ	人/月	123	95	77. 2%	135	111	82. 2%	147
イサービス	人日/月	1, 080	986	91. 3%	1, 185	1, 158	97. 7%	1, 291
保育所等訪	人/月	4	0	0.0%	5	0	0. 0%	6
問支援	人日/月	35	0	0.0%	44	0	0. 0%	53
医療型児童	人/月	1	0	0.0%	1	0	0. 0%	1
発達支援	人日/月	14	0	0.0%	14	0	0. 0%	14
居宅訪問型	人/月	1	0	0.0%	1	0	0. 0%	1
児 童 発 達 支 援	人日/月	4	0	0.0%	4	0	0. 0%	4

(2) サービス量の見込み等

障害児通所支援のサービス量の見込みは、令和3 (2021) 年度と令和4 (2022) 年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。サービスの利用実績のない居宅訪問型児童発達支援は、サービス内容の有効性や医療的ケアの必要度の高い人の増加などを考慮し見込みました。また、保育所等訪問支援については、利用実績はないものの、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する観点から、サービスの周知を進めます。

図表29 障害児通所支援の見込量

区分		令 6 (2024)年度	令7 (2025) 年度	令 8 (2026) 年度
旧本数法士项	人/月	76	86	96
児童発達支援	人日/月	700	827	954
放課後等デイサービス	人/月	143	159	175
	人日/月	1, 502	1, 674	1, 846
/D 大 =	人/月	4	4	4
保育所等訪問支援	人日/月	35	35	35
尼克計明刑旧辛及法士授	人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	4	4	4

(3) サービス量の確保策

利用者のニーズに応じ、各事業に取り組む事業所の参入の促進に努めます。また、 圏域内にある主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所と連携し、利用の促進を図ります。

2 障害児相談支援

障害のある子どもが障害福祉サービス等を利用する際に、サービス等利用計画の作成、 及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)を行います。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における障害児相談支援の実績は、おおむね見込みどおりとなっております。

図表30 障害児相談支援の計画と実績

区		令和	3 (2	021)	年度	令和4(2022)年度					(20	令和 5 (2023) 年度	
	計	画	実	績	対計画比	計	画	実	績	対計画比	計	画	
障害児相談支援	人/月		20		21	105. 0%		22		26	118. 2%		24

(2) サービス量の見込み等

令和3 (2021) 年度と令和4 (2022) 年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

図表31 障害児相談支援の見込量

区 分		令 6 (2024)年度	令7 (2025) 年度	令 8 (2026) 年度
障害児相談支援	人/月	27	28	29

(3) サービス量の確保策

既存の事業所との連携によりサービスは確保できると考えます。

3 発達障害児等に対する支援

発達障害児等の支援には、家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援体制の整備を検討していきます。

4 子ども・子育て支援

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における保育園等における障害児の受け入れは、令和元(2019)年度については、見込みを下回っています。町内に認定こども園はありません。放課後児童クラブについては放課後等デイサービスと併用する利用者もあります。

図表32 保育園等における障害児の受け入れの計画と実績

区分		令和 3 (2021)年度						令和4(2022)年度					令和 5 (2023) 年度	
		計	囲	実	績	対計画比	計	画	実	績	対計画比	計	画	
保育園における障害児 の受け入れ	人		9		9	100. 0%		10		5	50. 0%		11	
認定こども園における 障害児の受け入れ	人		0		0	1		0		0	_		1	

図表33 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における障害児の受け入れの計画と実績

区分		令和3(2021)年度					令和 4 (2022)年度						令和 5 (2023) 年度	
		計	画	実	績	対計画比	計	画	実	績	対計画比	計	画	
放課後児童健全育成 事業	人		6		4	66. 7%		7		4	57. 1%		8	

(2) サービス量の見込み等

① 保育園等における障害児の受け入れ

令和5(2023)年度は、9人の障害児を受け入れており、当該実績をもとに次のとおり見込みました。ニーズに対応ができるよう、保育士の配置など受け入れ体制の整備に努めます。なお、認定こども園は町内にありませんが、必要に応じて該当する園に受入を要請します。

図表34 保育園等における障害児の受け入れ

区 分		令 6 (2024) 年度	令 7 (2025)年度	令 8 (2026) 年度
保育園における障害児の受け入れ	人	8	9	10
認定こども園における障害児の受け入れ	人	0	0	0

② 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における障害児の受け入れ 令和5(2023)年度は、7人の障害児を受け入れており、当該実績をもとに次の とおり見込みました。ニーズに対応ができるよう、支援員等の配置など受け入れ体 制の整備に努めます。

図表35 放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れ

区分		令 6 (2024)	年度	令 7	(2025) 年度	令 8 (2026) 年度
放課後児童健全育成事業におけ る障害児の受け入れ	人		4		4	4

第5章 地域生活支援事業の見込量と確保策

1 本町における地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、町の判断で実施することができる任意事業があります。本町が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

図表36 実施する地域生活支援事業の種類

	区	分		実 施 事 業					
				理解促進研修・啓発事業					
				自発的活動支援事業					
				相談支援事業					
				成年後見制度利用支援事業 · 成年後見制度法人後見支援事業					
必	須	事	業	。 意思疎通支援事業					
				日常生活用具給付費支給事業					
				手話奉仕員養成研修事業					
				移動支援事業					
				地域活動支援センター事業					
				日中一時支援事業 生活サポート事業 訪問入浴サービス事業					
任	意	事	業	・自動車改造費助成事業 ・自動車運転免許取得費助成事業 ・視覚障害者歩行訓練事業 ・医療的ケア費給付事業					

2 必須事業

(1) 理解促進研修·啓発事業

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、イベント等をはじめとする障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化します。

【確保策】

町広報や公式ホームページを通じた関連情報の提供、講演会の実施等を通じて、「障害者差別解消法」についての住民への理解の浸透を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある 人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

【確保策】

ピアカウンセリング^{*}、ボランティア活動などの活動場所の提供や情報提供を通じ、 障害のある人等が自発的に行う活動に対する支援をします。

※ピアカウンセリング:障害のある人や高齢者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の人の相談に応じ、問題の解決を図る方式。

(3) 相談支援事業

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの 利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。

図表37 相談支援事業の見込量

区 分	}	令 6 (2024)年度	令7(2025)年度	令 8 (2026) 年度		
一般相談支援事業	か所	2	2	2		
基幹相談支援センターの 設置	か所	1	1	1		
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	有	有	有		
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無		

【確保策】

① 相談支援事業

当事者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援等を福祉課と障害児・者総合相談センターふそう(令和6(2024)年4月~基幹相談支援センターふそう)において行うとともに、制度・サービスの周知活動、障害のある人の権利擁護のための情報提供・利用促進等の援助を行います。

また、判断能力に不安のある人が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、尾 張北部権利擁護支援センターとの連携を密にして、本町における権利擁護の支援体制 を整えていきます。

② 自立支援地域協議会

扶桑町自立支援地域協議会において、障害福祉関係者と連携を強化し、支援の体制に関する協議、地域の課題の抽出を引き続き行います。

(4) 成年後見制度

① 成年後見制度利用支援事業

知的障害のある人または精神障害のある人に対し、障害福祉サービス利用の際に成年後見制度の利用の必要性があると認められる場合に、制度の利用に必要な経費の一部または全部の助成を行います。

【第6期計画と実績】

第6期計画においては、令和3 (2021) 年度に1件、令和4 (2022) 年度に3件 の利用がありました。

図表38 成年後見制度利用支援事業の計画と実績

区分		令和 3 (2021)年度						令和 5 (2023) 年度					
		計	画	実	績	対計画比	計	画	実	績	対計画比	計	画
成年後見制度利 用支援事業	件		2		1	50.0%		2		3	150. 0%		2

【サービス量の見込み等】

高齢化の進展と世帯状況の変化、制度の周知により、対象者が増加することを想 定し見込みました。

図表39 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分		令6 ((2024)	年度	令7	(2025)	年度	令 8 (2026) 年度
成年後見制度利用支援事業	件			4			4	4

【サービス量の確保策】

令和3(2021)年度に策定された、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における「成年後見制度利用促進計画」に基づき、障害のある人が安心して地域で生活できるよう成年後見制度の利用促進を図ります。

② 成年後見制度法人後見支援事業

尾張北部権利擁護支援センターとの連携のもと、成年後見制度における後見等の 業務を適正に行うことができる法人の確保に努めます。

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある人が、他の人との意思疎通を円滑にできるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う事業です。

【第6期計画と実績】

第6期計画における手話通訳者派遣事業の件数は、見込みを大きく上回っています。 図表40 意思疎通支援事業の計画と実績

区分		令和	年度	令和4(2022)年度					令和 5 (2023) 年度			
		計画	実	責	対計画比	計	画	実	績	対計画比	計	画
工託福和李派 德市要	人	5		4	80. 0%		5		5	100. 0%		5
手話通訳者派遣事業	件	36		83	230. 6%		40		68	170. 0%		48
五 化 体 引	人	4		1	25. 0%		5		4	80. 0%		6
要約筆記者派遣事業	件	6		1	16. 7%		8		4	50. 0%		10
手話通訳者設置事業	人	0		1	_		0		1	-		0

【サービス量の見込み等】

意思疎通支援事業の量の見込みは、令和3 (2021) 年度と令和4 (2022) 年度の利用実績を参考に次のとおりとしました。

図表41 意思疎通支援事業の見込量

区 分		令6(2024)年度	令7(2025)年度	令 8 (2026) 年度
工託洛司李派建市类	人	6	6	6
手話通訳者派遣事業	件	84	84	84
西 约等司 名 彩速声类	人	1	1	1
要約筆記者派遣事業	件	4	4	4
手話通訳者設置事業	人	1	1	1

【サービス量の確保策】

意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるようにサービスの周知に努めます。

(6) 日常生活用具給付費支給事業

障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具 の給付を行います。

【第6期計画と実績】

第6期計画における日常生活用具給付費支給事業の見込みと実績をみると、排泄管理支援用具の利用件数が多いものの全般的に見込みを下回っています。

図表42 日常生活用具給付費支給事業の計画と実績

区分		令和	3 (2021)	年度	令和	令和 5 (2023) 年度		
		計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画
介護・訓練支援用 具	件	2	0	_	2	0	_	2
自立生活支援用具	件	4	7	175. 0%	4	2	50. 0%	4
在宅療養等支援用	件	8	8	100.0%	8	7	87. 5%	10
情報・意思疎通支 援用具	件	6	2	33. 3%	6	2	33. 3%	8
排泄管理支援用具	件	800	747	93. 4%	820	693	84. 5%	850
居宅生活動作補助 用具	件	3	1	33. 3%	3	2	66. 7%	3

【サービス量の見込み等】

日常生活用具給付費支給事業の量の見込みは、令和3 (2021) 年度と令和4 (2022) 年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

図表43 日常生活用具給付費支給事業の見込量

区分		令6 (2024) 年度	令7(2025)年度	令 8 (2026) 年度
介護・訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	5	5	5
在宅療養等支援用具	件	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2
排泄管理支援用具	件	720	720	720
居宅生活動作補助用具	件	3	3	3

【サービス量の確保策】

障害のある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとと もに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、 手話奉仕員を養成しています。近隣市町(犬山市・江南市・岩倉市・大口町及び扶桑 町)と共同で委託して実施しています。

【第6期計画と実績】

令和4(2022)年度の研修参加人数は、見込みを下回っています。

図表44 手話奉仕員養成研修事業の計画と実績

区分			令和3(2021)年度					令和4(2022)年度					令和 5 (2023) 年度	
		計	計画実績対計画比			計	画	実	績	対計画比	計	画		
手話奉仕員養成研 修事業	人		3 3 100.0%					3		1	33. 3%		3	

【サービス量の見込み等】

手話奉仕員養成研修事業の量の見込みは、令和3 (2021) 年度と令和4 (2022) 年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

図表45 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分		令 6	(2024)	年度	令 7	(2025)	年度	令 8 (2026)年度
研修終了者数	人			3			3	3

【サービス量の確保策】

意思疎通に支援を必要とする人が安心して日常生活を送ることができるように手話奉仕員養成に努めます。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対し、外出のための支援を行うことにより、 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【第6期計画と実績】

第6期計画における移動支援事業の見込みと実績をみると、利用人数、利用時間ともに実績が計画を下回っています。

図表46 移動支援事業の計画と実績

区	分	令和	令和 3 (2021)年度						令和 5 (2023) 年度	
			実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計	画	
投制士控 审要	人/年	65	46	70. 8%	70	53	75. 7%		75	
移動支援事業	時間/年	5, 395	2, 967	55. 0%	5, 810	2, 510	43. 2%	6	5, 225	

【サービス量の見込み等】

移動支援事業の量の見込みは、令和3(2021)年度と令和4(2022)年度の利用 実績を考慮し、次のとおりとしました。

図表47 移動支援事業の見込量

区	分		令 6	(2024) 年度	令 7	(2025) 年度	令 8 (2026) 年度
投動士福事業		人/年		60		67	74
移動支援事業		時間/年		2, 739		2, 739	2, 739

【サービス量の確保策】

移動に支援を必要とする人の外出、社会参加の促進及び慢性的なヘルパー不足の解消に向け、事業の周知を推進します。

(9) 地域活動支援センター事業

障害のある人の地域における自立生活と社会参加の促進するため、地域活動支援センターへの通所により、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援をします。

【第6期計画と実績】

第6期計画における地域活動支援センター事業の見込みと実績をみると、利用人数、 利用日数ともに見込みを大きく下回っています。入浴を希望する人、介護保険のデイ サービスを併用される人がいます。

図表48 地域活動支援センター事業の計画と実績

区分		令和	3 (2021)	年度	令和	令和 5 (2023) 年度		
		計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画
	人/年	20	4	20. 0%	22	4	18. 2%	24
地域活動支援 センター事業	人日/年	1, 100	149	13. 5%	1, 210	139	11. 5%	1, 320
	か所	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1

【サービス量の見込み等】

地域活動支援センター事業の量の見込みは、令和3 (2021) 年度と令和4 (2022) 年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。

図表49 地域活動支援センター事業の見込量

区 分		令6 (2024) 年度	令7 (2025) 年度	令 8 (2026)年度
	人/年	5	6	7
地域活動支援センター事業			170	190
	か所	1	1	1

【サービス量の確保策】

サービス提供事業所との連携を強化し、利用者のニーズに応じた内容のサービスが 提供できる体制を整えるとともに、サービス量の確保と質の向上に努めます。

3 任意事業

任意事業として、次の事業を実施します。

- ① **日中一時支援事業**:障害のある人及び子どもの日中における活動の場を確保します。また、障害のある人の家族の就労支援、障害のある人を日常的に介護している 家族の一時的な休息を目的に実施します。
- ② **生活サポート事業**:介護給付支給決定者以外の障害のある人を対象に日常生活に 関する支援・家事に対する必要な支援を行います。
- ③ **訪問入浴サービス事業**:居宅において入浴することができない重度身体障害のある人の家庭へ訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。

4 社会参加促進事業

- イ 自動車改造助成事業:身体障害のある人が、就労等に伴い、現に所有する自動車または新規購入する自動車を改造し、社会参加の促進を図ることを目的とし、自動車の改造に要する経費の一部を助成する事業を実施します。
- **ロ 自動車運転免許取得費助成事業**:身体障害のある人が、就労等に伴い、普通自動車運転免許の取得を行い、社会参加の促進を図ることを目的とし、普通自動車免許の取得に要する経費の一部を助成する事業を実施します。
- 八 視覚障害者歩行訓練事業:在宅の視覚障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし、生活圏域内を支援なく外出できるよう、歩行訓練士を派遣し白杖による歩行訓練等の生活訓練を行います。
- 二 医療的ケア費給付事業:保育園、幼稚園、学校又は児童発達支援事業所に通う 医療的ケアを必要とする障害のある児童に、経管栄養、痰の吸引、導尿等の医療 的ケアを行うために訪問看護等を利用した際に要する費用の一部を給付する事業 を実施します。

(1) 第6期計画と実績

第6期計画における任意事業の見込みと実績をみると、日中一時支援事業は利用者数、利用人数ともに実績が見込みを下回っています。生活サポート事業は利用実績がありませんでした。

図表50 任意事業の計画と実績

区	分	令和	3 (2021)	年度	令和	令和 5 (2023) 年度		
		計画	実績	対計画比	計画	実績	対計画比	計画
日中一時支	人/年	25	8	32. 0%	30	16	53. 3%	35
援事業	回/年	600	406	67. 7%	720	459	63. 8%	875
生活サポー ト事業	人/年	1	0	0.0%	1	0	0. 0%	1
訪問入浴サー ビス事業	人/年	3	2	66. 7%	3	2	66. 7%	3
社会参加促 進事業	人/年	4	2	50. 0%	4	0	0. 0%	4

(2) サービス量の見込み等

任意事業のサービス量見込みは、令和3(2021)年度と令和4(2022)年度の利用実績を考慮し、次のとおりとしました。生活サポート事業については、サービスの利用実績はありませんが、介護者の高齢化などを考慮し見込みました。

図表 51 任意事業の見込量

区 分		令 6 (2024)年度	令7 (2025) 年度	令8 (2026)年度
	人/年		30	35
日中一時支援事業	回/年	550	600	650
生活サポート事業	人/年	1	1	1
訪問入浴サービス事業	人/年	3	3	2
社会参加促進事業	人/年	2	2	2

(3) サービス量の確保策

障害のある人の地域生活への移行状況や、生活実態、ニーズに配慮し、事業内容の 充実と必要量の確保に努めます。また、必要とする人が利用できるよう、事業の周知 と利用の促進を図ります。

第6章 計画の推進

1 住民理解の促進

(1) 地域共生社会の実現をめざして

障害者基本法では「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本目標としています。本計画では、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することにより、地域共生社会の実現をめざします。

(2) 情報提供の充実

障害のある人が自らの意思で障害福祉サービスを選択し、利用しながら、地域において自立した生活を送ることができるよう、広報や各種パンフレット、ホームページなどを通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

また、地域住民の障害に対する理解を深めるため、本計画の内容の周知を図り、障害の有無にかかわらずお互いが支えあうことができる地域社会をめざします。

(3) 障害を理由とする差別の解消

障害者基本法には「差別の禁止」が盛り込まれており、障害を理由とする差別や権利利益を侵害する行為を禁止しています。また、障害のある人が生活を営む上での制約となる社会的障壁については、その除去を必要としている人がいれば、負担が過度でない場合は、合理的な配慮を行わなければなりません。

障害者差別解消法や障害者雇用促進法等に基づき、障害を理由とする差別の解消を 推進し、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現をめざします。

2 ライフステージに沿った切れ目のない支援

障害のある人がライフステージに沿った切れ目のない支援を受けられるよう、障害福祉サービス及び障害児に対するサービスを中心として、障害のある人の生活に関わる多

岐にわたる分野の施策を総合的に推進するとともに、障害のある人の自立と社会参加という視点に立って障害の特性に応じた切れ目のない支援を行うよう努めます。

3 計画の推進体制

(1) 扶桑町自立支援地域協議会

障害のある人が暮らしやすい社会を実現するためには、地域社会を構成する町民、ボランティア団体、NPO、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、行政などが協働の視点に立ってそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的に本計画を推進していく必要があります。

このため、扶桑町自立支援地域協議会を活用し、障害のある人を支える関係機関の ネットワークづくりを進めるとともに、社会資源の開発・改善、本計画の推進に関す る必要な事項の検討を行います。

(2) 県及び広域的な連携

広域的に取り組む必要のある事項については、県及び尾張北部圏域(春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町)の市町と連携して推進します。

(3) 人材の確保と定着

福祉サービス等に携わる人材の育成や確保・定着については、事業所はもとより、 地域全体で取り組まなければならない課題です。福祉サービスの質の維持向上を図る ため町内でサービスを提供している事業者との連携を強化し、情報共有を行うととも に、意見交換をしながら人材の確保に関する取組を推進します。また、職員の処遇改 善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化等に対し、関係者が協力して取り組 みます。

(4) 災害・感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、感染症の流行を踏まえ、「備え」をすることが求められています。そのため、サービス事業所等と連携のもと、非常時を想定した訓練の実施、 防災や感染拡大防止策の啓発活動など平時からの事前準備を進めます。

(5) 障害者等に対する虐待の防止

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会の設置、従業者に対する研修の実施及び虐待の防止に関する担当者の配置等の措置が義務づけられました。

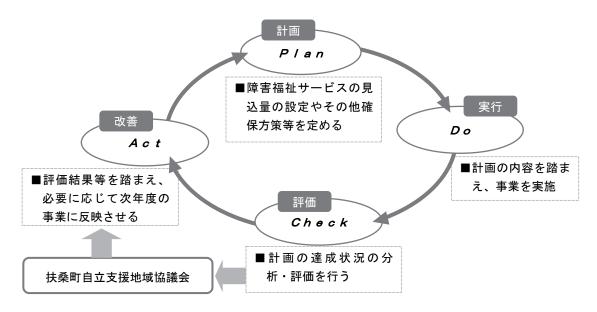
本町においても、扶桑町障害者虐待防止センターを中心として、サービス提供事業者、障害者及び障害児団体、学校、警察をはじめとする関係者と連携し、障害者等に対する虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速な対応、再発防止等に取り組みます。

4 計画の進捗管理

地域共生社会の実現のため、必要なサービスが的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映していきます。

計画の進行管理については、扶桑町自立支援地域協議会を通じて行います。

図表 44 計画の進捗管理 (PDCAサイクル)



資料

- 1 自立支援地域協議会
 - (1) 設置規則
 - ◎扶桑町自立支援地域協議会設置規則

〔平成25年3月29日規則第3号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、扶桑町附属機関条例(平成25年扶桑町条例第1号)第3条 の規定に基づき、扶桑町自立支援地域協議会(以下「協議会」という。)の組織 及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 相談支援事業の運営等に関すること。
 - (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
 - (3) 地域関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
 - (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (5) 障害福祉計画の策定に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるものの他町長が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する委員12人以内をもって組織する。
 - (1) 相談支援事業者
 - (2) 障害福祉サービス事業者
 - (3) 保健・医療関係機関に属する者
 - (4) 教育関係機関に属する者
 - (5) 企業・雇用関係機関に属する者
 - (6) 障害者関係団体に属する者
 - (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合に おける補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、扶桑町特別職の職員で非常勤のもの 等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年扶桑町条例第1号)に規定する 額とする。

(作業グループ)

- 第8条 協議会に、第2条に定める所掌事務に関する資料の収集、調査及び研究を 行うための作業グループを置くことができる。
- 2 作業グループの構成員は、協議会委員が属する機関の実務担当者で構成し、会長が指名する。

(個別ケア会議)

- 第9条 協議会は、個別事案に対する対応を協議するため個別ケア会議を設置する ことができる。
- 2 個別ケア会議の構成員は、協議会委員が属する機関の実務担当者でかつ、当該 個別事案に携わる者で構成し、会長が指名する。

(秘密保持)

第10条 委員、作業グループ構成員及び個別ケア会議構成員は、協議会、作業グル

ープ及び個別ケア会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員、 作業グループ構成員及び個別ケア会議構成員を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、扶桑町健康福祉部福祉児童課において処理する。 (委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

区分	所属等	氏 名	備考
相談支援事業者	尾張北部障害者就業・生活支援センター	田代 波広 (令和5年3月まで)	
伯峽又汲尹耒日	ようわ センター長	林 幸児 (令和5年4月から)	
	社会福祉法人扶桑町社会福祉協議会	武 富 勝 史 (令和5年3月まで)	·会長
障害福祉サービ ス事業者	事務局長	小 川 健 (令和5年4月から)	ZX
	医療法人桜桂会 地域活動支援センター 希楽里 施設長	渡辺 久佳	
	社会福祉法人ふそう福祉会 代表	江口 美鈴	
保健・医療関係	 	平 松 司 郎 (令和5年3月まで)	
機関に属する者	支州宗江时怀健///	田代 一夫 (令和5年4月から)	
教育関係機関に	密加县六一京市性叫土摇党校、校 园	伊 藤 悟 (令和5年3月まで)	
属する者	愛知県立一宮東特別支援学校 校長 	稲垣 貴子 (令和5年4月から)	
企業・雇用関係 機関に属する者	犬山公共職業安定所 所長	髙居 功一	
	扶桑町心身障害児者父母の会の会長	岡本 徳美	
障害者関係団体 に属する者	扶桑町身体障害者福祉会 会長	源口 千秋	
	扶桑町精神障害者家族会(扶桑しらゆり 会) 代表	柳井 直和	
その他町長が必 要と認める者	障害児・者総合相談センターふそう	神野知佳	副会長

2 計画の策定経緯

年 月 日				Þ	3	乭	<u> </u>			
令和4(2022)年										
10月12日	令和4年度	第2回	扶桑	極門自	立支	援地	域協議	会		
	○扶桑町第	○扶桑町第5期障害者計画について								
	()アンケー	○アンケート調査について								
11月26日~	扶桑町障害	者計画	• 障	害福	祉計	画ア	'ンケー	トの実施		
12月16日	(調査の概要)								_
	区分	身体障のある		知的のあ			神障害 ある人	障害の ある児童	難病の。	٨.
	調査対象者	歳以上の	の身 者手	歳以」 育手帖	-の療 長所持 な	歳以 神障 健福	上の精 害者保 祉手帳 者全数 イ	在宅の 18 歳未満のの ま未書育療 、 で で で で で で で で き き き き き き き き き き き	舞金の受	
	調査票の配布・回収				郵送	配布	・郵送回			
	調査基準日				令和]4年	11月1	日		
	(回収結果)									_
	IIIX 分I	ł体障害)ある人]障害			障害のある児童		合	計
	配布数回収数	1,022 571		139 67		379 163	19 10		, -	36 59
	有効回答数	566 55.4%	19	67 3.2%		158 .7%	10	00 58	9	49
	イが凹占率	33,470	70	3.270	41.	. 7 70	31.0	70 38.070) 31.7	70
令和 5 (2023)年										
3月17日	 令和 4 年度	第3回	扶桑	阿自	立支	援地	域協議	会		
	○扶桑町障害者計画・障害福祉計画アンケート結果について									
	○扶桑町第	○扶桑町第5期障害者計画について								
	○扶桑町第	7期障	害福	富祉計	一画・	第3	3期障害		画につ) () (
	τ									

年 月 日	内 容
令和5(2023)年	
12月21日	令和5年度第1回扶桑町自立支援地域協議会
	○扶桑町第5期障害者計画について
	○扶桑町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画につい
	τ
令和6(2024)年	
1月5日~2月6日	パブリックコメントの実施
2月13日	令和5年度第2回扶桑町自立支援地域協議会
	○パブリックコメントの結果について
	○扶桑町第5期障害者計画および扶桑町第6期障害福祉計
	画・第3期障害児福祉計画の承認について

扶桑町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6(2024)年3月

発行:扶桑町

編集:健康福祉部福祉課 〒480-0102

愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地

TEL 0587-92-4116 FAX 0587-93-2034